

公益財団法人千里リサイクルプラザ会員規約

制 定 平成 4 年 3 月 23 日 規約 1
最近改正 令和 6 年 11 月 13 日 規約 1

公益財団法人千里リサイクルプラザ定款第 4 5 条第 2 項の規定に基づき、公益財団法人千里リサイクルプラザ会員規約を定める。

(会員)

第 1 条 会員は、普通会员及び特別会員とし、プラザメイトと呼称する。

2 普通会员は、個人及び法人並びにその他の団体とする。

3 特別会員は、国及び地方公共団体並びにこれに準じる団体、その他理事長が特別に認めた者とする。

(入会)

第 2 条 会員になろうとする者は、公益財団法人千里リサイクルプラザの定款に定めのある目的及び事業に賛同の上、所定の会費を納入しなければならない。

2 理事長は、前項の手続きを経たものを会員として承認し、速やかに登録するものとする。

3 会員の有効期限は、登録を受けた日の属する事業年度末日までとする。ただし翌事業年度も第 1 項に規定された手続きを経ることで再び会員登録することができる。その後も同様とする。

(会費)

第 3 条 会費は、会員ごとに別表に掲げるとおりとする。

2 年度の途中で入会した場合でも会費の月割計算は行わない。

3 払い込まれた会費については、いかなる理由があっても返金を行わない。

(退会等)

第 4 条 会員は、会員期間中の退会を希望する場合、その旨を書面に記し理事長に提出することにより退会したものとする。

(除名)

第 5 条 理事長は、会員としてふさわしくない行為があった者を、除名することができる。

附 則

この規約は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

種 類	区 分	会費（年間）
普通会員	<ul style="list-style-type: none"> ・個人会員 ・団体会員 （法人及びその他団体） 	<p style="text-align: center;">1, 000円</p> <p style="text-align: center;">10, 000円</p>
特別会員	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体 ・国及び地方公共団体に準ずる 法人又は団体 ・その他理事長が特別に認めた者 	<p style="text-align: center;">無 料</p>